

# 第4回「こども条例(仮)」 を考える市民ワークショップ

令和6年2月21日(水)19時～ 市役所2F 201・202会議室

## Today is...



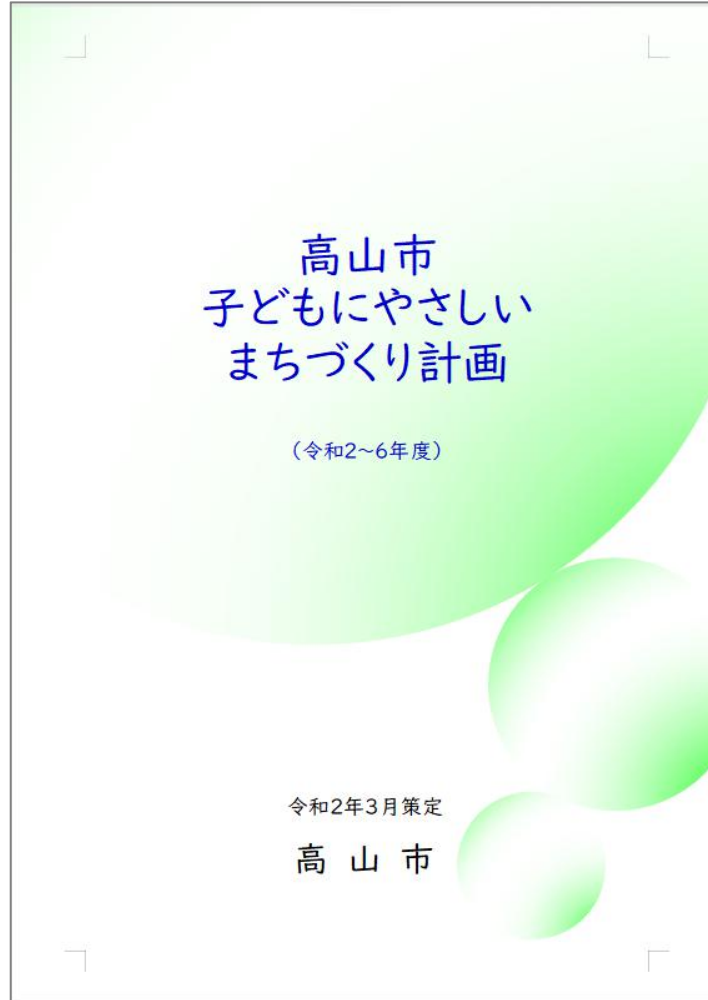
仮想ゴール（目指す姿など）を想定、共有しよう！

- ・私たちは**同じまち**で暮らし、こども達(全ての人)の幸せを願う**仲間**
  - ・経験、立場、活動内容や場所が**異なり**、個人や団体としての想いも**異なる**
  - ・向かうルートや早さは違っても、ともに歩めるように**目指すゴールを共有**したい
- ※今回、ゴールを最終決定する訳ではなく、今後の議論で変わり得る仮想的なゴールである

## 1. 今どうなってんだっけ

高山市が、現在目指しているゴールなどをおさらい

## 高山市子どもにやさしいまちづくり計画



- ・本市における子ども・子育て支援に関する施策等を総合的に推進するため策定
- ・高山市教育大綱の基本方針、高山市地域福祉計画の基本理念を踏まえる
- ・「次世代育成支援対策推進法」、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく計画として位置づけ



- ・令和6年度末の計画期間終了、「こども基本法」の施行や「こども大綱」の決定、そのほか諸々を踏まえた新たな「こども計画(仮称)」へと刷新することを想定
- ・その前段階として「こども条例(仮称)」があるべきと、検討や議論をスタートした

## 高山市子どもにやさしいまちづくり計画

### 基本理念

≡目指す  
姿(ゴール)  
計画名称  
ともリンク

子どもが  
やさしさに  
つまれ、  
健やかに  
育つまち

### 基本目標

1 安心して子どもを生み、育  
てることができるまちづくり

2 子どもが豊かに学び、健  
やかに育つまちづくり

3 みんなで子育て世代を支  
え合う、愛情につつまれたまち  
づくり

### 基本施策

① 妊娠期からの途切れのない支援

② 母子の健康保持・医療体制の充実

③ 保育環境等の充実

④ 保育サービスの充実

① 遊び場や居場所の充実

② 教育環境の充実

① 子どもの権利の擁護

② 子育ての不安や負担の軽減

③ ワーク・ライフ・バランスの推進

④ 地域社会で支え合う子育ての推進

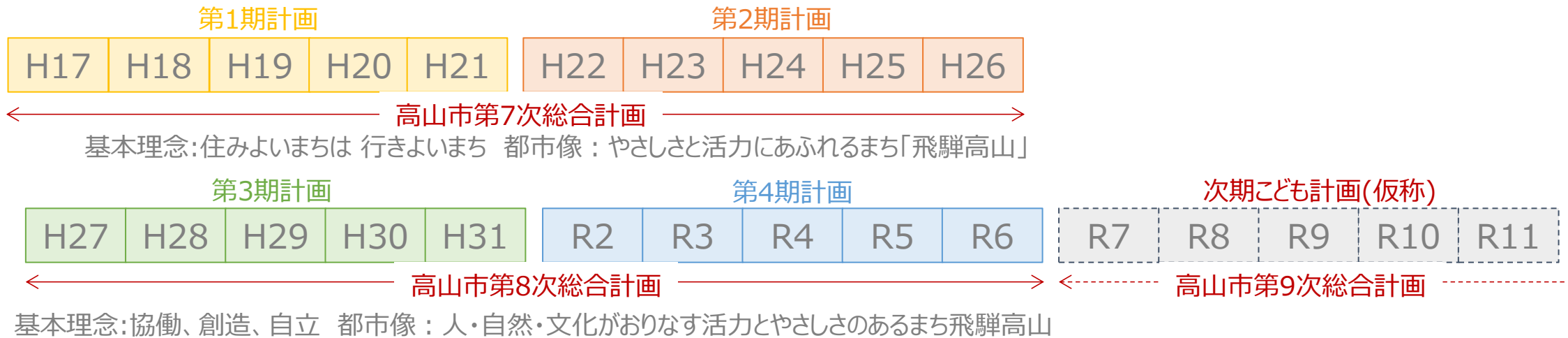
⑤ 安全・安心・快適なまちづくりの推進

## 高山市子どもにやさしいまちづくり計画

高山市誰にもやさしいまちづくり条例（平成17年3月28日制定）

- ・当時の土野市政において、重要政策として取り組んだ「バリアフリーのまちづくり」を具現化するための条例
- ・平成17年3月に策定した高山市第七次総合計画においても、まちづくりの基本理念を「住みよいまち は 行きよいまち」とし、「やさしさと活力にあふれるまち飛騨高山」を目指す都市像として、取組みが進められた

高山市子どもにやさしいまちづくり計画（平成17年3月策定）



## 2.ふりかえり

これまで重ねたワークショップのなかに、ヒントがあったはず



# 子どもの権利条約

1990.9.2発行  
1994.5.22我が国が批准



**2** 子どもの権利条約  
第2条  
差別されない権利

差別の禁止

この条約は、すべての子どもにあてはめられます。誰も差別されることはありません。

1.子どもは、女の子であっても男の子であっても、健康であっても病気であっても、どのような民族や社会に生まれても、どのような言語を使っても、どのような宗教を信じていても、どの国の人間であっても、それらの違いを大切にもらう権利があります。

2.子どもは、平等の権利をもっています。つまり、国はすべての子どもの権利を同じように大切に、守らなければなりません。

## ②差別の禁止(差別のないこと)



**6** 子どもの権利条約  
第6条  
生きる権利と成長する権利

生きる権利・育つ権利

1.すべての子どもが、生きる権利と殺されない権利をもっています。

2.国は、子どもが死なずに生きていて、きちんと育っているかどうかを見張らなければなりません。子どもが成長するために、できるかぎりのことをする義務があります。

## ⑥生命、生存、発達に関する権利(命を守られ生存できること)



子どもの権利条約  
第3条  
幸せの権利

子どもに  
もっとよいことを

1.子どもに関係のあることを決めるときは、子どもにとってよいことかどうかを考えなければなりません。

2.親が子どもを幸せにすることができない場合、国は子どもの幸せを守り、保障しなければなりません。

3.国は、子どもの幸せを引き上げるすべての施設(学校、警察など)が、きちんと子どもを助け守っているかどうかを見張らなければなりません。

## ③子どもの最善の利益(子どもにとって最も良いこと)



子どもの権利条約  
第12条  
自由に意見をいう権利

意見を表す権利

1.子どもに関係のあることを決めるときはいつでも、自分の意見をもつ年齢になった子どもには、自分の考えをいう権利があります。大人は、子どもの意見を気にかけなければなりません。

2.国は、子どもに関係のある重要なことが決められるときはいつでも、子どもの意見が気にかけられているかどうかを見張らなければなりません。

## ⑫子どもの意見の尊重(子どもに意味のある参加ができること)



# こども基本法 2023.4.1施行

## 第1章 総則

### 第1条 目的

「日本国憲法」と「児童の権利に関する条約」の精神に基づき  
次のような社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進

次代の社会を担う**全てのこども**が

○生涯にわたる人格形成の基礎を築き、  
自立した個人として**健やかに成長**

○心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**権利が擁護**

○将来にわたって**幸福に生活**

全てのこどもについて、  
権利が守られて、個に応  
じて健やかに成長でき、  
将来に渡る持続的な幸福  
(well-being)な状態にな  
れる社会を目指す定め  
られているよ



- ・我が国全体として、「目指すべき姿」が示される
- ・世界共通の「子どもの権利条約」と重なる部分が多いが、  
厳しい少子化に対応するための考え方(第3条第6号)が加わる

## 第1章 総則

### 第3条 基本理念

こども施策は、全てのこどもに対し、次の基本理念に沿って実施

1 個人として尊重、基本的人権の保障、  
**差別的取扱いの禁止** § 2

2 適切な**養育、生活の保障、愛され** § 23  
**保護されるなどの権利を等しく保障** § 6  
教育基本法の精神にのっとり、**教育**  
**を受ける機会を等しく付与** § 28

3 年齢や発達に程度に応じ、自分に  
直接関係する全ての事項に関し、  
§ 12 **意見表明の機会**や多様な社会活動  
に**参画する機会**の確保 § 31

4 年齢や発達に程度に応じ、意見の  
尊重、**最善の利益**を優先して考慮 § 3

子どもの権利条約の  
4原則と言われる  
○差別の禁止  
○生命、生存及び発達に  
対する権利  
○意見の尊重  
○最善の利益について、  
我が国でもしっかりと守り、  
基本として取組みを進め  
ることが法律にも書かれ  
てあるね

子どもの権利条約の関係条項



## 第1章 総則

### 第3条 基本理念 つづき

こども施策は、全てのこどもに対し、次の基本理念に沿って実施

5 家庭を基本として養育が行われ、  
父母その他の**保護者が第一義的責** § 18  
**任を有するとの認識のもと、十分に**  
**養育を支援**  
家庭での養育が困難なこどもの**養育**  
**環境の確保** § 20

6 家庭や子育てに夢を持ち、子育て  
に伴う**喜びを実感できる社会環境**の  
整備

子どもの権利条約の関係条項

5号では、こどもを養育  
する大人や環境の確保  
について、子どもの権利  
条約も踏まえて改めて定  
めているね  
6号の子育てに夢や喜び  
を持てる社会環境は、我  
が国の少子化などの現  
状を踏まえてあえて加え  
られた、重要ポイントと考  
えられるね



## こども大綱が目指す こどもまんなか社会

- 全てのこども・若者が
- 生涯にわたる人格形成の基礎を磨き、自立した個人として健やかに成長
  - 心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、権利が養護
  - 将来に渡って幸福に生活

※well-being（ウェルビーイング）とは、身体的のみでなく、精神的、社会的にも良好（well）で満たされている状態（being）、広い意味の幸福のこと

全てのこども・若者が  
身体的・精神的・社会的に幸福（well-being）  
な生活を送ることができる社会



I はじめに

## こども大綱の使命

こども・若者・子育て支援に関する政策や取組みについて、我が国社会のまんなかに置く

こどもまんなか  
社会の実現



こども・若者の尊厳が守られる  
自分らしく意欲や能力を活かせる  
こどもを産み育てたい希望が叶う



全ての人の  
社会的価値の創造、  
幸福度の向上



少子化・人口減少の流れを変える  
未来を担う人材を社会全体で育む  
社会経済の持続可能性を高める

I はじめに

- ・こども基本法と目指す姿は共通
- ・こども政策を国の中心に置く「こどもまんなか社会」の実現が  
全ての人の幸福や社会の維持発展につながるという考え方が示される



# こどもの居場所づくりに関する指針

2023.12.22閣議決定

## I はじめに

理念

こども  
まんなか  
の居場所  
づくり

全てのこども・若者が

○安全で安心して過ごせる多くの居場所を持つ

○様々な学びや、社会で生き抜く力が得られる多様な体験活動や遊びの機会を得る

○身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態（well-being）で成長

○こどもが本来持っている主体性や創造性を十分発揮し社会で活躍

well-being（ウェルビーイング）とは、身体的のみでなく、精神的、社会的にも良好（well）で満たされている状態（being）、広い意味の幸福のこと

こどもを含む全ての人が生きていく上で不可欠なものとして、「居場所」の重要性や目指す姿などが示される

### 3. 目指すゴール(まち)を描こう

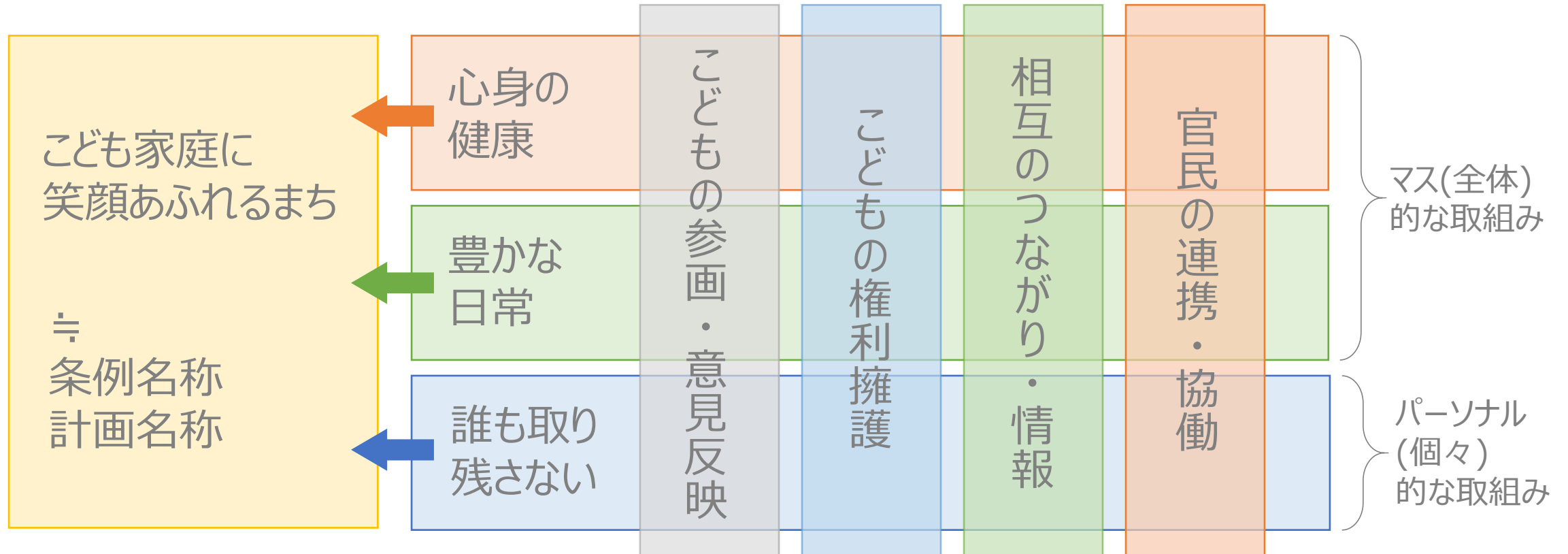
仮にイメージを示すと、こんな感じかなあ

## 目指すまちの姿

すべてのこども(市民)  
が将来に渡って幸福  
**well-being**な状態

## 目指す姿の実現に向けて

一律・集団・**全体**として実施する取組みと、支援の必要なこども  
への支援など**個別**の取組みで大きくりしたうえで、それらの分野を  
超えて、**共通**して実施する必要のある取組みをクロス



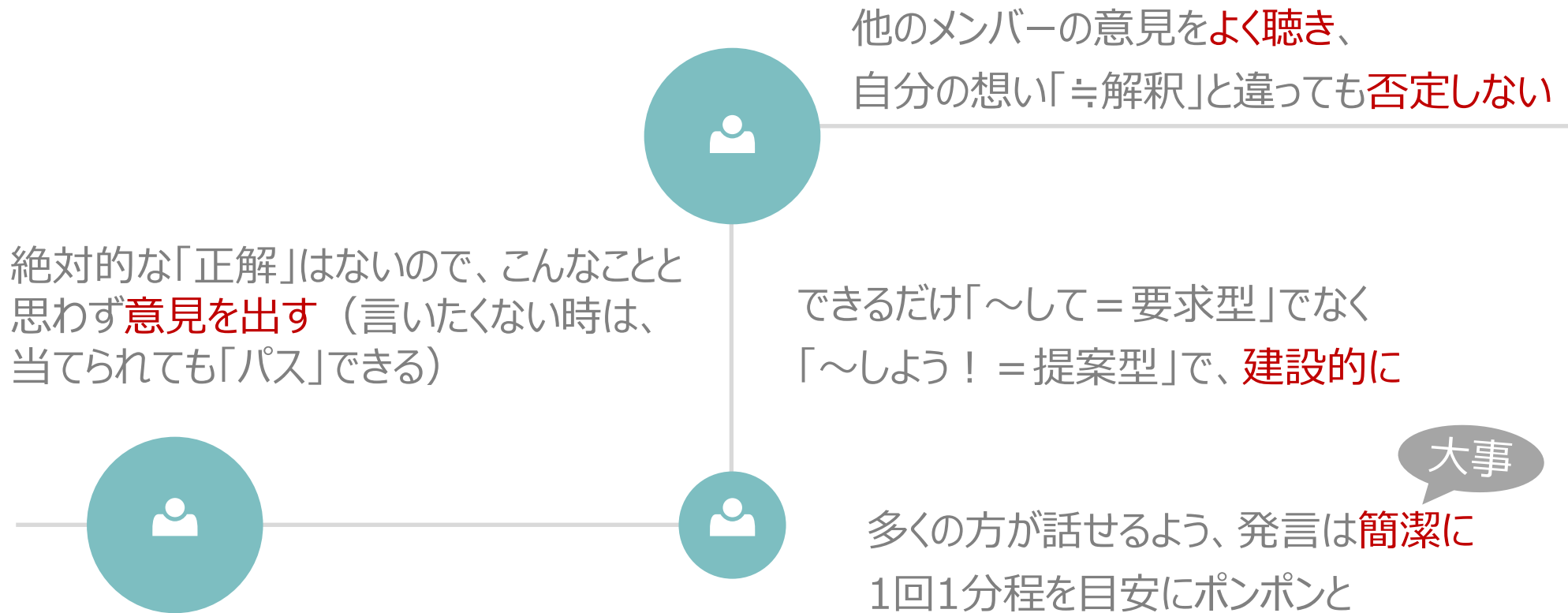
## 4.意見交換（対話）

4～5人程のグループに分かれ、目指すゴール≡まちの姿について意見交換

司会者、書記(発表者)を最初に決定

※終了予定時刻を案内してスタート

# 対話のルール





第1回 R5. 11. 9 ココカラ ハジマル タカヤマ ノ ミライ  
第2回 R5. 12. 19 ドンドン ヒロガル タカヤマ ノ ナカマ  
第3回 R6. 1. 24 モロビト アツマル タカヤマ ノ デアイ  
第4回 R6. 2. 21 ジンジン ワキタツ タカヤマ ノ ハート  
第5回 R6. 3. 22 ヨリソイ カサネル タカヤマ ノ ジカン



高山市  
子育て支援課

☎ 0577-35-3140

[kosodateshien@city.takayama.lg.jp](mailto:kosodateshien@city.takayama.lg.jp)

